

岐阜県公害防止条例(騒音)の特定施設

1	金属加工機械 研磨機(原動機の定格出力の合計が15kw 以上であること)
2	空気圧縮機及び送風機 (製材工場又は木工工場における原動機の定格出力の合計が10kw 以上であること)
3	窯業焼成炉用バーナー (燃料の燃焼能力が重油換算の1 時間当たり50l 以上であること)
4	紙工機械(コルゲーテングマシンに限る。原動機の定格出力が7.5kw 以上であること)
5	合成樹脂用粉碎機(原動機の定格出力が3.75kw 以上であること)
6	高速切断機(原動機の定格出力が2.25kw 以上であること)
7	走行クレーン
8	クーリングタワー(原動機の定格出力が0.75kw 以上であること)
9	冷凍機(原動機の定格出力が7.5kw 以上であること)
10	タイル成型用プレス
備考 次に掲げる施設を除く 1 鉱山保安法第2 条第2 項に規定する鉱山に設置する施設 2 電気事業法(昭和39 年法律第170 号)第2 条第7 項に規定する電気工作物 3 ガス事業法(昭和29 年法律第51 号)第2 条第2 項に規定するガス工作物	

岐阜県公害防止条例(騒音)の事業場内特定作業

1	板金又は製かん作業(厚さ0.5mm 以上の金属板を加工する事業場内の作業に限る)
2	鉄骨又は橋りょう組立作業 (建築の現場の作業以外の作業であって事業場内のびょう打ちに限る)
3	チェーンソーを使用する作業(事業場内の作業に限る)

※上記に該当する作業であっても、作業が一日で完了する場合は届出不要。